

鳥取県告示第583号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

大内木下地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字大内字金附目680-1	1号
八頭郡智頭町大字大内字龍野1092	2号及び3号
八頭郡智頭町大字大内字龍野1085	4号
八頭郡智頭町大字大内字木下上エ1080-1	5号及び6号
八頭郡智頭町大字大内字木下642-4	7号
八頭郡智頭町大字大内字木下643	8号
八頭郡智頭町大字大内字森本659-3	9号
八頭郡智頭町大字大内字森本668-6	10号